


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式



【表紙】

【提出書類】	<u>変更報告書No. 3</u>
【根拠条文】	法第27条の26第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	<u>弁護士 今津 幸子</u> 
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー <u>アンダーソン・毛利・友常法律事務所</u>
【報告義務発生日】	平成19年1月31日
【提出日】	平成19年2月7日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	<u>2名</u>
【提出形態】	<u>連名</u>
【変更報告書提出事由】	<u>株券等保有割合が5%以下に減少したこと。</u>

第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	大和システム株式会社
証券コード	8939
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者)／1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	クレディ・スイス投信株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	平成5年9月16日
代表者氏名	平本 貴範
代表者役職	代表取締役

事業内容	証券投資信託の委託会社としての業務、有価証券等に関する投資助言業務及び投資一任契約に係る業務
------	--

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03(6888)-1000

(2) 【保有目的】

投資信託委託業者として、あるいは投資一任契約に基づき顧客勘定にて、国内の有価証券に投資している。
--

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			415,200
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	N	O 415,200
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R	415,200	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L)	S	0	

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年1月31日現在)	T	9,161,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	4.53%	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.38%	

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

2【提出者(大量保有者)／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	クレディ・スイス・セキュリティーズ(ヨーロッパ)リミテッド (Credit Suisse Securities (Europe) Limited)
住所又は本店所在地	英国 ロンドンE14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和41年11月9日
代表者氏名	ポール・ヘーア
代表者役職	会社秘書役
事業内容	国際有価証券引受・取引業務、コーポレート・ファイナンス業務等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03(6888)-1000

(2)【保有目的】

自己勘定にて国内の有価証券を貸借している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	15,000		
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M 15,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 15,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L)	S 0		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年1月31日現在)	T 9,161,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	0.16%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	—

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有している株券は全て消費貸借によるものである。その主な相手先は、機関投資家である。

第3 【共同保有者に関する事項】

1 【共同保有者／1】

(1) 【共同保有者の概要】

① 【共同保有者】

個人・法人の別	該当無し
氏名又は名称	
住所又は本店所在地	
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成 年 月 日現在)	T
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R / (S+T) × 100)	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

クレディ・スイス投信株式会社

クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	15,000		415,200
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M 15,000	N	O 415,200
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 430,200		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L)	S 0		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年1月31日現在)	T 9,161,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	4.70%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.40%

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数）（株・口）	株券等保有割合（%）
クレディ・スイス投信株式会社	415,200	4.53%
クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド	15,000	0.16%
合計	430,200	4.70%



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに住所を有するクレディ・スイス投信株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木1丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。
4. 本委任状は、上記記載の事項についてのみ代理人に権限を付与するものである。

上記の証として、当社は、2006年4月13日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス投信株式会社
代表取締役社長 平本貴範



POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse Securities (Europe) Limited, a corporation organized and existing under the laws of England with its principal office at One Cabot Square, London E14 4QJ (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Securities (Japan) Limited to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by it.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed as a Deed this 15 January 2007.



.....
Authorised Signatory

Paul Hare
Company Secretary



.....
Authorised Signatory

Eileen Kessel
Vice President

(訳文)

委任状

英国法に基づき設立され存続し、本店を英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェアに有するクレディ・スイス・セキュリティーズ (ヨーロッパ) リミテッド (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス証券株式会社を代理人と定め、当社を代表して当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社 (以下「発行会社」という。) の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、大量保有報告書およびその他の訂正、補遺または変更の報告書 (以下「報告書」という。) を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2007年1月15日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

ポール・ヘーア
会社秘書役
権限ある署名者

アイリーン・ケッセル
ヴァイス・プレジデント
権限ある署名者

委 任 状

クレディ・スイス証券株式会社（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社関連会社（以下「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任します。

記

1. 証券取引法第二章の三に基づき関連会社が提出すべき大量保有報告書、変更報告書及び訂正報告書（以下「報告書」という。）並びに基準日の届出書及び変更の届出書を、関連会社のために作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを、関連会社が法令に基づき送付すべき発行会社、及び関連証券取引所又は日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

平成19年2月6日

東京都港区六本木一丁目6番1号
泉ガーデンタワー

クレディ・スイス証券株式会社

代表取締役社長 郭 宝 樹





添付書類 A

法人名	住 所
クレディ・スイス	スイス国 チューリッヒ 8001 パラデプラッツ 8番地
クレディ・スイス・インターナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・セキュリティーズ (ヨーロッ パ) リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス (ホンコン) リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、ト ウー・エクスチェンジ・スクウェア、45 階および 46 階
クレディ・スイス・セキュリティーズ (ユーエスエ ー) エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 1 1
クレディ・スイス・キャピタル・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 1 1
クレディ・スイス・プライベート・アドバイザーズ	スイス国 チューリッヒ バーンホフストラッセ 78
クレディ・スイス・ライフ・アンド・ペンション・ エージェンシー (リヒテンシュタイン)	リヒテンシュタイン ファードウーツ FL-9490 ムールホーツ 3
ジェイオー ハンプロ インベストメント マネジ メント リミテッド	英国 ロンドン SW1Y 4HB セント・ジェームズ スクエア 21
クレディ・スイス・ライフ (バミューダ) リミテッ ド	バミューダ、ハミルトン HM12、シーダー・アベ ニュー 41d、アーガイル
クラリデン・ルー・リミテッド	スイス国 チューリッヒ 8001 バーンホフスト ラッセ 32
ノイエ・アーガウエア・バンク	スイス国 アラウ 5001 バーンホフストラッセ 49
クレディ・スイス・プリンシパル・インベストメン ツ・リミテッド	ケイマン諸島 グランド・ケイマン サウス・チ ャーチ・ストリート アグランドハウス